

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 方法書の公告及び縦覧

1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

平成30年2月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年2月9日（金）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。

- ・ 山陰中央新報
- ・ 朝日新聞（大阪本社版島根全県版）
- ・ 読売新聞（大阪本社版島根全県版）

※平成30年2月13日（火）、14日（水）及び17日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報はまだ 2月号

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ 当社ホームページ

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 浜田市役所環境課
（島根県浜田市殿町 1 番地）
- ・ 浜田市役所金城支所
（島根県浜田市金城町下来原 171 番地）
- ・ 浜田市役所弥栄支所
（島根県浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1）

② インターネットの利用による縦覧

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(4) 縦覧期間

平成 30 年 2 月 9 日（火）から平成 30 年 3 月 12 日（月）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函数）は 111 名であった。

（内訳）

- | | |
|-------------|-------|
| ・ 浜田市役所環境課 | 2 名 |
| ・ 浜田市役所金城支所 | 5 名 |
| ・ 浜田市役所弥栄支所 | 104 名 |

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年2月13日（火） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市石見公民館 長見分館（島根県浜田市長見町956-2）
- ・ 来場者数：9名

- ・ 開催日時：平成30年2月14日（水） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市弥栄会館（島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1）
- ・ 来場者数：23名

- ・ 開催日時：平成30年2月17日（土） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市みどり会館大集会室（島根県浜田市金城町下来原171番地）
- ・ 来場者数：26名

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 2 月 9 日（火）から平成 30 年 3 月 26 日（月）までの間
（縦覧期間及びその後 14 日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 110 通であり、意見総数は 165 件であった。

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
 - ・ 浜田市役所環境課 1 通
 - ・ 浜田市役所金城支所 5 通
 - ・ 浜田市役所弥栄支所 102 通
- ② 当社への郵送による書面の提出 2 通

6.1.2方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は110通165件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は無かった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、方法書手続き時の「環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」（平成30年3月届出）から時間が経過していることから、改めて準備書提出時点（令和6年1月）の事業者見解を示すこととした。

表 6.1-1(1) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
1	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観が台無し。 ・騒音も国の基準内と言われているが、蚊の羽音レベルでも不快に感じる。騒音を出す物は設置しないでほしい。 ・低周波についても基準内で健康レベルに問題ないとのことだが本当か。何年後かに健康被害出ることが絶対にならないのか。 <p>もし風車が建設された場合、故障した時、風車による売電事業を辞める場合、原状復帰するのか。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、修理費用、撤去費用も事業計画に含み計画しております。</p>

表 6.1-1(2) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
2	<p>環境に多大な影響が生じると考えられる。特に北風を受けての音と電磁波が発生して、生物にとって住みにくくなる。</p> <p>特に、弥栄の玄関口に立地することから断固反対致します。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>風力事業から発生する電磁波は、一般環境におけるものと変わらないため、健康被害等の影響はないものと考えております。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住ま</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		この地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。

表 6.1-1(3) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
3	<p>なぜ上野坂が騒音、振動、低周波調査位置になっていないのでしょうか（影響がないからでしょうか）</p> <p>上野坂集落を調査地点に追加していただくよう要望します。野坂全体お願いします。よろしくをお願いします。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。見直した風車配置に基づき、上野坂集落よりも影響が大きいと考えられる地点（環境2、環境3及び環境10）「第10章 10.1.1 3 騒音、4 超低周波音」において騒音・低周波音の現地調査を行い、それを元に将来の影響を予測し、国が公表している基準等と照らし合わせて影響の程度の把握をしております。結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音の予測値は、国の基準等を下回っております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

表 6.1-1(4) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
4	<ul style="list-style-type: none"> ・島根風力発電により自然保護がなくなる。 ・電波による人間のからだに害が出ないか。 	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>電波については、風車からは特段に大きな電波は発生しないため、人間の体への影響はないと考えております。</p>

表 6.1-1(5) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
5	<ul style="list-style-type: none"> ・何故、130m ローター直径を採用するのか。もっと小さくてもいいのでは。 ・騒音・低周波音の調査は、2季、各3日間とされているが、何故か。せめて、4季、各7日間にならないのか。台風の影響が一番大きいと思うので、その日に調査をしてもらいたい。 ・建設工事の騒音の調査は、平日の昼間1回とされているが何故か。せめて、4季各7日間にならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書時点と比較して、事業エリアを大幅に縮小し、風車基数も削減した結果、風車直径は172mと大きくなっておりませんが、風車直径と騒音の大きさが比例するものではありません。環境への影響を可能な限り回避または低減するため、最新機種を採用しております。 ・風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（環境省、平成29年5月）を参考に、年間の代表的な風況における残留騒音が把握できる2季としました。また、同マニュアルを参考に、3日間の測定を実施することとしました。なお、台風時のように風速が大きくなる場合は、風力発電機は安全のため自動停止しますので、騒音・低周波音の影響はないと考えております。 ・建設工事の騒音については、騒音に係る環境基準の評価マニュアル（環境省、平成27年10月）に基づき、1年を代表すると考えられる1日としました。

表 6.1-1(6) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
6	<p>今日の前の山、浅間山、漁山、十国山ともいうこの山に東京タワーの約半分の高さ 150m の強大な発電用風車が計画されています。弥畝山ですでに稼働している 29 基のロータ直径 75m・発電出力 45,000kW 計画中の発電風車は、12 基で発電出力が 54,000kW 数は弥畝山の半分以下ですが、風車の直径は約 2 倍発電出力は弥畝山以上です。20 年 30 年と続く騒音・振動・低周波音等人体への悪影響が予想されます。</p> <p>このような施設がなぜ弥栄地域に必要なのでしょうか。今の静かで、みどり豊かな自然環境を次の世代につなぐ為にも今回の計画には反対です。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020 年 8 月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）に変更しております。</p>

表 6.1-1(7) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
7	<p>風車の建設は絶対に反対いたします。弥畝や江津ではすでに深刻な健康被害が出ており、弥畝の友人も苦しんでいます。引越した方も大勢います。</p> <p>私は重度の化学物質過敏症で、町部ではくらす、10 年ほど前に弥栄へ来て家を建てて住んでいます。風車による健康被害が出て他へ出て行くことは出来ず、他の方々のようによそへ泊まる事も避難する事も出来ません。</p> <p>これからも弥栄でくらすために、風車は絶対に建てないで下さい。住む場所や生活を破壊しないで下さい。風車が引きおこす低周波による人体への被害をもっと考慮して下さい。現に風車のために深刻な健康被害をうけて、住居を失っている友人、知人達のためにも反対します。山奥にも大勢の人が住んでいます。もっと声を聞いてください。</p> <p>江津や弥畝の風車もとめてほしいぐらいです。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020 年 8 月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、弊社事業の推進についてご了承を頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p>

表 6.1-1(8) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
8	<p>建設反対の理由を以下に書きました。</p> <p>弥畝山の風力発電の運転が始まり日が浅いですが、既に低周波音による健康被害が聞かれます。更に弥栄町北部に大型風車が林立した時の住民へ</p>	<p>ツキノワグマ等の大型野生動物についても、野外調査を実施し、その生息状況を記録いたしました。その結果を踏まえ、事業による影響の程度について適切に予測及び評価した結果を準備書にて</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>の騒音による健康被害や大型野生動物への影響考えると非常に恐ろしいものがあります。</p>	<p>お示し致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>
9	<p>弥栄は絶滅危惧種のクマタカが生息する町です。</p> <p>クマタカは周知のとおり環境変化に非常に敏感な鳥です。風車の建設工事、また建設後の風車の回転によるバードストライクが強く心配されます。</p> <p>貴重な種の鳥が残っている事こそ、弥栄の宝であり誇りです。風車を長期運用する事による環境への悪影響は、はかり知れないものがあります。</p>	<p>クマタカのブレード等への接触について予測した結果、影響は小さいものと予測しておりますが、稼働後、バードストライクの影響を確認するための稼働後に事後調査を実施することとしております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1(9) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
10	<p>何故、弥栄なのか。弥栄に必要な（絶対的な）理由は何か。</p> <p>低周波問題。人家との距離が近いのでは。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、風車総数8基のうち周布川より南側には2基のみを設置、残り6基は周布川より北側に設置する計画としております。また、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(10) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
11	<p>風力発電が建設され、立ち並ぶ事に反対です。住居に近隣すぎ、低周波による騒音被害、又、健康被害がとても心配です。</p> <p>そしてこの住みなれた美しい景観が損われる事も嫌です。365日、いや何年何十年とその騒音と付き合い合っていくのは到底無理です。</p> <p>環境エネルギーにとっては良い事かも知れませんが、私達近隣に住む者にとってメリットは何もないと思います。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1(11) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
12	<p>住居に近く、騒音に不安があります。</p> <p>現在弥栄町にある風車でも騒音があり、迷惑している話を聞きます。</p> <p>より近くに建設予定の、今回の風車は、音がそれだけ大きくなると思います。</p> <p>建設は中止して下さいようお願いします。弥栄町にとってメリットはないと思います。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		が無くなる可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。

表 6.1-1(12) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
13	風向により風車の音がすごいかもしれないし、台風で羽根が壊れて飛んだりしても困る。 また、低周波によって体調が変になっても困る。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(13) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
14	今でも少し風がきつい時等は山がゴォーとうなる位の音がするのに風車の音が風向によりすごかったりすると地元としては体に影響するので困る。 低周波の影響も出ないとも云えないのでそれも困る。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。 過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、 弊社事業の推進についてご了承を頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。

表 6.1-1(14) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
15	風車が出来るると騒音などに悩まされる事はないか？	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりま

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		したが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(15) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
16	現在できている風力発電のため、眠っている時、頭の奥底で機械の音がずっとしていて、眠れず、気分が悪くなり吐き気をもよおしていました。そのため、民家近くにはできるとなると、ずっとその状況が続くので日常たえられません。反対です。	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、</p> <p>弊社事業の推進についてご了承頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p>

表 6.1-1(16) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
17	音が気になると聞きました。設置に反対します。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(17) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
18	音が大きくて夜ねれないと思う。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っており

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		ます。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(18) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
19	<ul style="list-style-type: none"> ①近すぎて音がうるさい ②家に近すぎる ③大雨が降って水害になる ④山に石ころが多い 	<p>騒音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(19) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
20	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・低周波音の健康被害について 騒音により頭痛、めまい、不眠などがおこるのではないかという不安。小さい子供もいるので将来に影響が出てくるのではないか。 ・幼いころから育ってきた場所にこのような機械が立つのは考えられない。工事のために森林を破壊してしまうのは良くないことだと思う。美しい景観が変わってしまうのは受け入れられない。 ・山に住んでいる動物の住み家がなくなってしまう。→町中への動物被害の心配 ・十何年後に使い終わった機械はどうするのか。→ゴミの山になってしまう。 ・健康被害が出てしまうと助けてくれる人はいるのか？自分たちの居場所までなくなってしまう。最終的にはここに居られなくなってしまうのではないかという不安。 <p>ますます人口低下、住みたいと思ってくれる人がいなくなってしまう。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモニタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいります。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		と考えております。加えて、事業実施による山地の 改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改 変される面積を最小化させる等、極力影響が低減さ れるよう努めてまいります。 使用後の風力発電機については、撤去することを 考えています。撤去費用も事業計画に含んでおりま す。

表 6.1-1 (20) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
21	南方より風を切り、西方より風を切り自然の空 気がそこなわれ人体に影響はないのか伺って見ま す。 これは別の意見ですがテレビ電波妨害はないの か。ケーブルではなく（アンテナ）の為。	本事業により、自然の空気が大きく変化すること はなく、人体に影響を与えることはないと考えてお ります。 また、テレビ電波受信障害調査を実施しており、 現時点においては本事業によるテレビ電波への影響 はないものと予測しております。

表 6.1-1 (21) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
22	騒音等よくわからない。	騒音・低周波音については、国が公表している基 準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評 価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減でき る事業計画（風車配置）に変更しており、結果とし て、すべての風車近接住居における騒音・低周波音 予測値は国の基準等を下回っております。なお、 2020年8月には超低周波音については環境影響評価 の参考項目から外れることとなりましたが、本事業 においては継続して調査、予測及び評価を実施して おります。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問 題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意 見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適 切な環境保全措置を実施いたします。 また、準備書縦覧中に説明会を開催し、地域の皆 様にご説明させていただきます。

表 6.1-1 (22) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
23	低周波は本当に大丈夫なのでしょう か？ 基準内といっても体に絶対影響ないと言 い切れるのでしょうか？ わからないものは設置してほしく ない。 弥栄に風車はいらない	騒音・低周波音については、国が公表している基 準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評 価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減でき る事業計画（風車配置）に変更しており、結果とし て、すべての風車近接住居における騒音・低周波音 予測値は国の基準等を下回っております。なお、 2020年8月には超低周波音については環境影響評価 の参考項目から外れることとなりましたが、本事業 においては継続して調査、予測及び評価を実施して おります。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問 題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意 見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適 切な環境保全措置を実施いたします。 また、弥栄地区において低周波音被害がある旨お 聞きしている住民の方を訪問し、直接お話を伺わせ いただきました。弊社事業区域が、当該民家から は不可視であり、また十分な離隔も確保した地点で あり、騒音・低周波音調査を当該民家にて実施させ ていただいて、その両方について影響が生じない結 果が出たことから、弊社事業の推進についてご了承

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>いただくことができました。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1 (23) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
24	<p>低周波が気になる</p> <p>弥栄にこれ以上風車はいらない</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1 (24) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
25	<p>騒音や低周波がこわい</p> <p>建設を止めて</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

表 6.1-1 (25) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
26	<p>漁山の頂上から1km～1.5kmに住む野坂上地区の者です。私の家は1kmくらいで漁山のすぐ下です。過去に何度も大雨により災害が起きた地区です。工事により自然が破壊され大災害が懸念されます。風車の稼働による騒音、低周波音の心配、動・植物の生態系の変化で、里にクマ、イノシシ、シカ等が出て、農作物、人間に害をおよぼすこととなります。</p> <p>風車の耐用年数後の構造物の処理は、どうされ</p>	<p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果とし</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>ますか？</p> <p>環境に影響があることから自然豊かな弥栄に風車の建設は中止してほしいです。野坂地区でぜひ説明会を開いてほしい。</p>	<p>て、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>ツキノワグマ等の大型野生動物についても、野外調査を実施し、その生息状況を記録いたしました。その結果を踏まえ、事業による影響の程度について適切に予測及び評価した結果を準備書にてお示し致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりますと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>耐用年数後の構造物は、撤去あるいは、地域の方々との合意形成の上リプレースすることを考えています。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>野坂地区での説明会の開催については、準備書縦覧中に説明会を弥栄会館で実施予定ですが、今後、野坂地区における個別説明会も開催することを検討いたします。</p>

表 6.1-1 (26) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
27	騒音・振動の影響。	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、風力発電機から発生する振動による影響はほとんどないと考えております。</p>

表 6.1-1 (27) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
28	デメリットとして、「発電量が安定しない」「風車から出る低周波音や機械音で周囲に騒音を与え	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>る可能性がある」「ブレード部分に鳥が巻き込まれてしまう」などが挙げられます。</p> <p>少なからず、新しい事をするにはそれなりのデメリットがあると思います。事業案を拝見しましたが、風力発電のメリット、デメリットというよりも、風力発電をすることによっての、弥栄町の環境破壊が目に見えた事業案だと感じました。風力発電を運ぶための道路設備のための森林伐採や現在ある道路の悪化（重いものを運ぶため道路が悪くなる）などが挙げられます。風力発電を作るのであれば、こういったところの対応などにも配慮して、地域住民への説明を果たし、賛同を得た後に事業案を進めてほしいです。</p> <p>しかし、貴社は地域への説明責任を果たさないまま事業を進めておられる。地域住民ではないが、地域に勤めるものとして、こういった形で事業案が進められるのは、遺憾である。</p>	<p>備を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>鳥類のブレード等への接触について予測した結果、影響は小さいものと予測しておりますが、稼働後、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施する計画です。</p> <p>また、方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>風力発電機を運搬した際に万一公道を損傷させてしまった場合は、弊社の責任において行政の指導のもと、修繕を実施致します。</p> <p>地域への説明責任不足のご指摘を踏まえ、2020年8月から現時点（2023年12月中旬）までの間に、24回の説明会を実施させて頂くとともに、2023年の1年間で181回の自治会長様等地域方々を訪問させて頂きました。今後も随時説明会、地域訪問を実施し、皆様のご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。</p>

表 6.1-1 (28) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
29	<p>低周波音について心配です。</p> <p>江津の風車設置の地域にお住まいの方が風車が廻っている時には体調が悪くなり、風車が止まると体調が改善されると言う話を聞きます。やはり低周波音が影響しているのではないのでしょうか。又、山に住む動物達が異状を感じ里に移動して来たとしても人は簡単に住まいを移動する事は出来ません。本当に影響が無いと言えるのでしょうか。山をわざわざ崩さなくても平坦地で設置コストのかからない所にしてもらいたいです。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、弊社事業の推進についてご了承頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいります。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>と考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>山地を改変することにより土砂水災害への懸念もあるかと存じますが、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (29) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
30	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への問題が完全に解決するまでは不安である。 ・風車が建っている周辺は野生動物が里へ出るようになると思うので田・畑への影響が心配である。 	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (30) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
31	<ul style="list-style-type: none"> ・山を切り崩す為 自然破壊になる ・動物がおりて来てこまる ・1回自然を崩すともとにはもどらない 	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		に防止できるよう努めてまいります。 変更部においても法面緑化等の手法にて原状回復に努めてまいります。

表 6.1-1 (31) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
32	私自身、現場に行った事もなくどんな様子かも分からないですけど、晩は明りがついたり音がしたりすると思いますが、山の動物達がどうしても里に下りてくるのではないかと思います。そうすれば田園野菜等の害が有ると思います。	現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その結果を準備書でお示し致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (32) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
33	山を切り開いてまで、作業道をつけてほしくない。雨等による災害が増加する。 電磁波による健康的な被害がないのか。とても気になる。 発電した電気は、どこで使用されるのか？地元では還元されないのか？ よって反対します。	作業道は極力、既設道路を活用することにより、可能な限り改変面積を小さくします。 電磁波については、風力事業から発生する電磁波は、一般環境におけるものと変わらないため、健康被害はないと考えております。 発電した電気は中国電力が買い取り皆様にも供給されます。 風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。

表 6.1-1 (33) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
34	過去のデータがない ①羽根の音による生物（人間も含む）への影響 ②日中の羽根の影のちらつき ③夜間の明かりの点滅による動物への影響 ④山地工事による水・生態系がくずれる事への影響 ⑤電磁波がおよぼす生物への影響	①②についての詳細はデータとともに準備書にてお示しいたします。 ③については、現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。 ④については、山地を改変することにより土砂水災害への懸念もあるかと存じますが、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。 ⑤については、風力発電事業における電磁波は、一般環境におけるものと変わらないと考えておりますので、生物へ影響はないと考えております。
35	自然の風景が風車によってくずれる。 この地域の電力は現在でまにあってる。本当に必要な場所で発電すれば、電線を通して放電するロスも少ないのでは？	景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモニタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>都会で消費する電力のしわ寄せをなぜ、田舎で受けなくては行けないのか？</p> <p>原発と同じ事が言える。責任は企業がもつのか、消費者が持つのか、国が持つのか、そこをはっきりして頂きたい。</p> <p>節電は、まだまだできる。企業のもうけ主義で、住民をまきこむのは、まちがっている。</p> <p>ぜひ中止してもらいたい。</p>	<p>を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。本事業に関する安全管理責任は、弊社となります。ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画の検討を継続してまいります。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1 (34) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
36	<p>浅間山に風車を建てる事に反対する。なぜなら山の山頂とあまりにも近くて音がうるさいので夜間寝るのに邪魔</p> <p>虫や獣がふもとにおりてくる。</p> <p>農作物に害がふえる</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その結果を準備書でお示し致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
37	<p>風車を建てる事により、我われ住民にメリットがあるのでしょうか？</p>	<p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1 (35) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
38	<p>計画にある十国山の下の集落で環境の面、弊害が大と思われ、反対する者です。</p> <p>害あり利なし</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1(36) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
39	<ul style="list-style-type: none"> ・環境破壊が行われ、自然が消えてしまう。生態系が崩れ、動物による被害が増える。 	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の低周波、強風時の高周波が人体へどんな影響を及ぼすのか怖い。子供の成長が心配。 ・風車を人、動物のいる地に作るべきではない。安全性がはっきりしているなら風の強い東京沿岸でも問題ないはず。 	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		創出や祭事等に貢献してまいります。

表 6.1-1(37) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
41	自然破壊により、野生動物の生息域が減少し、クマや猪、猿などが人里に降りて来る可能性が上がる。それによって田畑を荒らされたり、人が襲われる危険性がある為反対です。	現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その結果を準備書でお示し致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。
42	風力発電はクリーンなイメージがあるが、いざ風車を建てるとなると山を削り、環境を壊し、景観を損ねることになる。それでは本末転倒だと思う。風力発電自体の発電量も少なく、大量に建てなければいけないということも大きなデメリットだと思った。（コスト面）	景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。また、風力発電事業に伴う二酸化炭素削減量は、風力発電事業により伐採する森林が吸収する二酸化炭素量よりも大幅に大きいことから、地球温暖化対策に寄与するクリーンなエネルギーだと考えております。

表 6.1-1(38) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
43	<p>浜田市金城町から弥栄町にかけての弥畝山一帯に風力発電施設が建設され現在稼働しています。私は弥栄町で生まれ育ち、35年間浜田市と弥栄町を毎日通っています。現在58才になりますが、風車ができる以前は熊を見ることはありませんでした。</p> <p>弥畝の風車ができるから私は車の前を横切る熊を4度見ました。突然現れた巨大な風車はその音とともに動物にとって脅威としか思えないでしょう。今回新たに建設されようとしている漁山から唐倉山に至る一帯も野生動物の密度が高いところです。動物を山から追い出せば、たちまち人里で衝突がおこります。田舎には田舎の存在価値があり自然はその最たるものです。</p> <p>風車の音のみでなく、大きな風車を運ぶために設ける道路工事は、近年の降雨に対し水害対策は万全とは思えません。</p> <p>弥畝山は近隣の里で捕獲された熊の放逐場所でもありました。</p> <p>熊と遭遇した私の経験は風車の影響であると確信しています。</p> <p>電力需要は頭打ちの状態にある中で、このような計画をすすめる必要はあるのでしょうか。</p> <p>自然エネルギーなどと、環境に優しい印象を与えていますが、実体は自然破壊エネルギーという名称がより正確と思っています。</p> <p>今回のこの計画に断固反対します。</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>土砂水災害の防止につきましては、今後林地開発許可の取得を通して安全性を担保いたします。</p> <p>また、風力発電事業に伴う二酸化炭素削減量は、風力発電事業により伐採する森林が吸収する二酸化炭素量よりも大幅に大きいことから、地球温暖化対策に寄与するクリーンなエネルギーだと考えております。</p>

表 6.1-1(39) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
44	<p>まず環境破壊による、生態系の変化！ 各種動物が環境変化により今までとは違う環境におかれる！ それにより、熊、イノシシなどが里に出てくる可能性が高まり、人及び農作物に被害が及ぶ事が否めません！</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
45	<p>また、聞く所によると、ある風力発電においては、近隣の住民が低周波の影響にて、睡眠不足になったという例を聞いています。 ※以上の事により、弥栄での風力発電は絶対反対します。以上</p>	<p>・当該住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、弊社事業の推進についてご了承頂くに至りました。</p> <p>・騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1(40) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
46	<p>風車を設置すると山からけものが降りて来ると聞いたし、何のメリットも感じられない。</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(41) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
47	<p>電磁波が出るのでしょうか 山をあまり切り開くと動物達の住む場所もなくなり町場に出てきてかわいそうな事。 山を切ったための水が出て土砂災害の問題、水がなくなるのではないかと心配。 風力発電の振動によって死火山が活火山になったり、木を切る事によって温暖化がひどくなるのではないかといろいろ考えて反対したいと思います。</p>	<p>風力事業から発生する電磁波は、一般環境におけるものと変わらないと考えておりますので、健康被害はないと考えております。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたい</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>と考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>風力発電事業に伴う二酸化炭素削減量は、風力発電事業により伐採する森林が吸収する二酸化炭素量よりも大幅に大きいことから、地球温暖化対策に寄与するクリーンなエネルギーだと考えております。</p>

表 6.1-1 (42) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
48	<p>弥栄にはすでに風車があるのに、たてようとすることに対し、反対します。</p> <p>風車作業による山林破壊は、その時点で環境保全の意味合いから外れると思う。</p> <p>電力不足でもなく、市街地が主と使用する電力をなぜ山間部が犠牲にならなくてはいけないのか。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>風力発電事業に伴う二酸化炭素削減量は、風力発電事業により伐採する森林が吸収する二酸化炭素量よりも大幅に大きいことから、地球温暖化対策に寄与するクリーンなエネルギーだと考えております。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p> <p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

表 6.1-1 (43) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
49	<ul style="list-style-type: none"> 風車を作ることにより木が大量に伐採され、環境に影響が出るのでは？ 弥栄近隣で電力が不足しているとは聞いたことがないので、現在の電力で足りているのでは？ 	<p>風力発電設備の設置及び工事計画の策定に当たっては、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる他、樹木の伐採を最小限にすることで、環境影響の回避、低減をはかってまいります。</p> <p>発電した電力は全量を中国電力へ売電することにより弥栄地域だけでなく、中国電力管轄内に供給されます。</p> <p>また、方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1 (44) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
50	自然豊かな弥栄に作業道等作ることにより水の	土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施され

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	流れがvari大雨等で災害が発生する。静かな山を開発することで動物・植物のvariクマ、イノシシ等里に出て農作物、人に被害をおよぼすことがある。豊かな自然をこわしたくない。	<p>る地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(45) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
51	環境破壊のため賛成できません。今予定の風力発電は家からも近いし山里から動物が下りて来てこれ以上田畑が荒らされてはこまります。	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(46) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
52	緑豊かな自然の景観が損なわれる。動植物に大きな影響を与えるし、貴重な動植物が絶滅する恐れがある。エネルギーの必要性はよくわかってはいるが、弥栄の魅力は自然の美しさであることが一番。	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(47) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
53	自然を壊すことに対し国の基準をクリアしているとはいえ環境が保てるとは思いません。動物の住み家をなくし、田畑被害が増えるので風車は必要ありません。	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (48) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
54	風車は反対です。健康被害、動物による田畑への被害。自然への環境被害があると思います。	<p>・騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>・現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (49) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
55	風力発電の工事において、イノシシやクマ等の住みかが失われ、今以上に鳥獣害の被害が大きくなると思われるので工事には反対です。これ以上の鳥獣被害は致命的です。もっと住民の意見に耳をかたむけ、工事等を考えてほしい。	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>住民の意見に耳を傾けていないとのご指摘を踏まえ、2020年8月から現時点（2023年12月中旬）までの間に、24回の説明会を実施させて頂くとともに、2023年の1年間で181回の自治会長様等地域方々を訪問させて頂きました。今後も随時説明会、地域訪問を実施し、皆様のご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。</p>

表 6.1-1 (50) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
56	環境の悪化（野生動物が人里へ）	現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		の生息状況記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (51) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
57	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意見についての見解は以下（No. 58～93 の回答）に示すとおりです。</p> <p>ご意見については要約せず、全文を公開いたしました。</p>
58	1. コウモリ類の高高度音声調査において、「専門家等 B」の指示にある「風況観測塔」での調査を行わない理由を述べよ。	方法書の段階では風況観測塔は設置していなかったため、樹高棒による調査を実施する方針としました。現地調査開始前に風況観測塔を設置いたしましたので、風況観測塔を用いて調査を実施しております。
59	2. 6.2-1 の有識者 A の意見において「越冬洞に人間が立ち入ることは大きなインパクトはないことが分かった。人間の立ち入りによる影響の程度は小さい」と記述されているが、これは記述間違いではないのか？このことが通例化されれば、全国のコウモリ越冬洞でも「何の保護策も必要なし」と捉えかねない。そして、冬眠中のコウモリに対してライトを当てたり、洞内で騒いだりすることも容認されてしまうだろう。きわめて問題の多い発言である。改めて有識者 A に確認をすること。訂正がない限り、この「研究機関の職員」の発言は別の場所でも問題視される。コウモリの研究者は越冬期間の調査について慎重に慎重を重ねて行うものである。	有識者がこれまでの経験や成果等から導かれた内容とのことで、間違いではないことを確認しております。一方で、このようなご意見はありましたが、越冬期間の調査については当然細心の注意を払い調査を実施するよういたしました。
60	3. 樹高棒はしなりが多く、自立が困難で折れやすいが、なぜ樹高棒を使用するのか理由を説明すること。	樹高棒（逆目盛検測桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するよういたします。これまでの調査実績では折れたことはなく、長期間（6 ヶ月程度）設置したままでも問題なくデータがとれております。
61	4. 樹高棒を使用した各地点のマイク高（m）を記述すること。	詳細については準備書において、各調査地点のマイク高（m）を記載いたしました。基本的には樹冠の高さ（10m から 15m 程度）となります。
62	5. 樹高棒を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウモリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。	<p>使用する予定の機材（SM4batFS）で実際に観測した例では、風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておりません。昆虫の音については樹高棒での事例でも風況観測塔の事例でも観測したことはありますが、コウモリと区別可能であり、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。</p> <p>また、林内や林縁の地点を選定した理由は、風</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		力発電機が設置される場所が樹林地であることによります。
63	6. 樹高棒による調査は周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。	風力発電機が設置される可能性があるのは樹林地であり、また、極力風力発電機が設置される環境に近い場所での高空を飛翔するコウモリ類の生息状況を把握すべきと考え、地点を選定いたしました。
64	7. 樹高棒による高高度調査を実施する場合は、風力発電機の設置予定範囲で実施すること。	調査地点につきましては、基本的に風力発電機付近で実施いたしました。
65	8. 高高度調査の期間（春から秋ではなく）を具体的に示すこと。	具体的な調査期間を記載しております。
66	9. 高高度調査は連続した期間で実施すること。	音声モニタリング調査は連続した期間で実施いたしました。
67	10. 今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。以上。	今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めてまいります。

表 6.1-1 (52) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
68	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたしました。その結果を踏まえ、予測及び評価を行いました。なお、コウモリ類に対してカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置も実施いたします。
69	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>表「調査、予測及び評価の手法（動物）」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的数値を示すこと。</u></p>	バットストライクの予測につきましては、音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）の結果を元に定量的に実施いたしました。
70	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	簡易的にテストした結果から探知距離を整理したものを記載しております。
71	<p>■自動録音バットディテクターによる調査地点について</p> <p>方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。</p> <p>①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。</p> <p>②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場</p>	音声モニタリングにおける調査地点は、基本的に風力発電機付近に設置いたしました。

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	所により異なる。	
72	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。</p>	解析にあたっては、風速、気温、降水量などの気象条件を考慮し実施いたしました。
73	<p>■自動録音装置のマイク設置高について</p> <p>ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板（BatHat）をつけて上空方向のみの音声を録音すること。</p>	4地点中1地点につきましては、マイクを風況鉄塔に取り付けブレードが回転する範囲における飛翔状況の把握に努めました。樹高棒を用いた地点についてもマイクは樹冠部（樹冠より上）に設置し、上空方向の把握に努めました。
74	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。</p>	観察時間については、ご指摘の点がカバーされるよう設定いたしました。
75	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>他の事業者による自動録音バットディテクター（SM4BAT など）による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。</p>	音声モニタリング調査において、欠測が出た場合は、原因について記載いたします。
76	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ</p> <p>配慮書への意見に対して、事業者の回答はコピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討してまいります。</p>
77	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。「ライトアップアップをしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。</p>	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。なお、コウモリ類に対してカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置を実施いたします。
78	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について2</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引さ</p>	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コ

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>れる要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。なお、コウモリ類に対してカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置を実施いたします</p>
79	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置（低減措置）」であることは明白な事実である。</p>	
80	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
81	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 1</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
82	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで（保全措置を先延ばしにして）コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べること。</p>	
83	<p>■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	<p>コウモリ類に対してはカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置を実施いたします</p>
84	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくて</p>	<p>現時点では、国内において実際に衝突した事例</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>よいか」</p> <p>事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。</p>	<p>と事前の飛翔頻度や周辺環境等の関係性について解析された事例はなく、実際の衝突数についての予測は困難であると考えます。</p>
85	1. なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？	
86	2. 「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということを露呈したということか。	<p>上記のとおり予測した結果は現時点では不確実性が高いと考えられることから、バットストライクの事後調査を実施していく考えです。その結果、影響が顕著であった場合に、どのような対策を講じれば効果的であるのかを検討するためには事前のデータが重要な役割を担うと考えます。有識者の意見も踏まえながら、適切に事前調査を実施いたします。</p>
87	3. 「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び調査日数を増やすこと。	<p>方法書に記載した調査手法に基づき、適切に現地調査を実施いたしました。</p>
88	4. 仮に 100 パーセントの確率で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。	<p>まずは現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断いたしました。その結果コウモリ類に対してはカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置を実施いたします。</p>
89	5. 「追加的な保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。	
90	<p>6. 「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？</p> <p>7. 事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？</p>	<p>まずは現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討いたします。順応的管理の内容についても、もし万が一、顕著な衝突が確認された場合に、実際に起きた衝突事例や衝突が起きた箇所や環境等を踏まえ効果的な内容を検討すべきものであるため、現時点での具体的な想定はお示しできないものと考えます。上述のとおり、適切に対応し、重要なコウモリ類への影響低減をはかってまいり所存です。</p>
91	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが報告されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、その後各地で報告がされている。また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「国内でコウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。</p>	<p>現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断いたしました。その結果コウモリ類に対してはカットイン以下の際にフェザリングを実施する保全措置を実施いたします。</p>
92	<p>■事後調査など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>コウモリ類に対する保全措置としてカットイン以下の際にフェザリングの実施、死骸確認のためのバットストライク調査を行います。バットストライク調査については、スカベンジャーを考慮し、1 基あたり 1 回/週の頻度を基本といたします。</p>
93	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと</p>	<p>頂いたご意見は要約せず、全文を公開いたしました。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	と。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	

表 6.1-1 (53) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
94	<p>環境影響評価方法書とは何か？自然を破壊する。道を作ると泥水が川に流れる。弥畝山の風車がいい例である。景観をそこなう。民家に近すぎる。民家と山の高低差がない。音がうるさい。風車で弥栄町を囲むことにある。メリットなし、デメリット無限。Iターン、Uターン者がいなくなる。弥栄町が消滅する。風車反対。</p>	<p>環境影響評価方法書とは、環境影響評価法に基づいて事業計画や地域の状況をもとに、どのような項目について、どのような方法で調査するのか、また影響をどのように評価するのかを記載したものです。また環境影響評価準備書とは、調査、予測、評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1 (54) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
95	<p>四年前、弥栄町三里地区に29機の風車が完成し、我々自治会としても将来への観光資源の一つになるのではと、期待をして毎日遠く目に、夜は避雷針の灯を夜景のごとく見て来ました。</p> <p>しかし、昨年7月4日未明の浜田を中心とした豪雨災害で、当地区も大打撃を受け、風車の管理道の崩れから泥の流出が、目の当たりに写りました。このように風車への環境が良くても災害復旧の心配までは行われていないのが現状だと思います。また、Iターンを始めせっかく人材を向え入れようとしたり、この村を愛して</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	来てくれる若者も風車に囲まれた場所へは、魅力はないと聞いています。この事を考えると今回の風車には反対を致します。	万一、風力発電所建設が原因で土砂災害が発生した場合には、行政を協力しながら弊社の責において災害復旧に努めてまいります。また、その旨をお約束することを記載した“開発協定書”を工事着手前に浜田市、関連自治会と締結することをお約束いたします。

表 6.1-1 (55) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
96	・山の保全 野生の生物のすみかがなくなり里にでてくるようになる。 木を切れば保水力が弱まり、土砂くずれの危険	現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。 土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (56) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
97	風力発電の設置により、騒音の影響が考えられるのがひとつ、風切音（高圧線等）が考えられる。又、作業道の設置による土砂崩れ等自然災害の増加、及び低周波等による生態系の変化等、短期のデータではわからない影響が考えられ又、景観的にも当地にはにつかわしくない。 以上の理由（その他にも考えられるが）により反対します。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。 土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。

表 6.1-1 (57) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
98	1. 風力発電機からの低周波音や騒音による健康被害を訴える人が各地に続出していると聞いています。低周波音は風車の高さの10倍の距離	風力発電機からの距離（風力発電機の高さの10倍、1.5km、2km、3km等）と騒音・超低周波音による健康被害の関係が示されている知見は把握してお

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<p>ほど届くそうですので、今回設備予定の高さ150mの風車では少なくとも半径1.5kmが影響の範囲となります。一般的には影響の範囲は半径2kmにも及ぶとされていますが、3kmでも事例はあるそうです。図面を見ると弥栄でも小坂・山賀・西河内・栃木・野坂にはこの半径1.5km範囲に民家が沢山あります。半径を2kmとすると対象の民家は膨大な数です。</p> <p>多くの住民が危険にさらされるこの事業計画は断じて受け入れる事はできません。10数年先、数十年先に健康被害が発症しても事業者は勿論、国や自治体も責任は取らず助けてはくれないでしょう。人体に影響の無い条件を満たす他の候補地を捜していただきたい。</p>	<p>りません。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、</p> <p>弊社事業の推進についてご了承を頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p>
99	<p>2. 畑で使う背丈にも満たない風車（かざぐるま）でさえモグラや野鼠は逃げていきます。ましてや山の中で巨大な風力発電機が騒音と振動と夜間の光を発したなら、大きな動物とて棲み処を迫われ、必ずや農地・家庭菜園へと出没して来るでしょう。動物への影響とその動物による被害も強く懸念されます。</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
100	<p>3. 弥栄町には29基？もの風力発電機が南の弥畝山に立ち並んでいる上に、更に北の山にまで増設されては息が詰まる思いです。大自然の景観をこれ以上壊さないでいただきたい。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p>
101	<p>4. 又、弥栄町には四方に4基（5基？）のダムが建設され、自然エネルギーには充分過ぎる貢献を果たしています。狭い弥栄町ばかり酷使しないでいただきたい。</p>	<p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>
102	<p>5. 説明会や意見書提出は設営されていますが、住民の方々には高齢や交通の面で説明会には出席できなかつたり、意見書は文章書きが苦手な書きづらい方もあり声を上げない人は多くおられます。意見書の数だけが反対意見だと決して思わないでいただきたい。</p>	<p>皆様のご意見を基に事業計画（風車配置）の見直しを実施させて頂き、事業エリアの大幅な縮小、風車基数の削減を実施しました。</p> <p>また、住民の意見に耳を傾けていないとのご指摘を踏まえ、2020年8月から現時点（2023年12月中旬）までの間に、24回の説明会を実施させて頂くとともに、2023年の1年間で181回の自治会長様等地域方々を訪問させて頂きました。今後も随時説明会、地域訪問を実施し、皆様のご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。</p>

表 6.1-1 (58) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
103	<p>・地元住民が慣れ親しんだ景観が損なわれる。</p> <p>・バードストライク等の野鳥への影響。</p> <p>・事業における伐採・土地改変に伴う水質汚濁。</p> <p>以上の事項をデメリット要因と考え、同意し得ない。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p> <p>鳥類のブレード等への接触について予測した結果、影響は小さいものと予測しておりますが、稼働後、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとしております。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価に加えて、河川水、湧水等の利用状況、取水地点を調査し、本事業による影響の程度を確認いたしました。その結果、本事業の利水への影響はほとんどないものと考えております。</p>

表 6.1-1 (59) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
104	<p>風力発電は風のパワーを電気エネルギーに変換するもので、風が吹く限り資源が枯渇する事はなく、また有害物質を排出しないというメリットがある一方で、あくまで自然の力であり、発電力は不安定で常に一定量の電力を供給される訳ではない。</p> <p>また、ブレードの回転による騒音が発生し、近隣住民の生活に迷惑がかかり、静かでのどかな弥栄町の良さを失ってしまう可能性が非常に高い。風車の設置場所を限定されるという点から弥栄町が選ばれたのかもしれないが、人工的な風車が立つ事でたくさんの豊かで美しい自然の景観を損ねる様な事があってはならない。</p> <p>以上の理由により弥栄町への風車の設置に反対します。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p>

表 6.1-1 (60) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
105	<p>風車を作る過程そのものが環境破壊。三隅火電2号の建設も決まり、電力不足の心配もないのになぜ風車を作るのか。すでに弥敷に作られているのに、更に作る必要はない。水道、山の崩落、人体被害等、メリットは何ひとつない。</p>	<p>風力発電所を増やし火力発電の代替となることで脱炭素、2025年カーボンニュートラルに貢献することが本事業の目的です。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとって</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>のメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p> <p>また、土砂水災害等のご懸念につきまして、対策として先ずは事業区域を大幅に縮小いたしました。今後林地開発許可手続きや保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許認可を得ることで安全を担保するよう努めます。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

表 6.1-1(61) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
106	<p>率直に申し上げて弥栄の風力発電所の新規増設には反対です。</p> <p>理由としてはまず現在の弥栄の良さである自然や景観が壊れる事、生態系が壊れる恐れがあります。</p> <p>又低周波の連続による身体への影響も心配ですし近くの同様の工事では川の水が濁って水質が悪くなったとの話も聞きデメリットばかりで地元のメリットはないように感じております。</p> <p>以上のことから風力発電所の設置には断固反対します。</p>	<p>・方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>・騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>・また、環境影響評価に加えて、河川水、湧水等の利用状況、取水地点を調査し、本事業による影響の程度を確認いたしました。その結果、本事業の利</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>水への影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1 (62) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
107	<p>現状の風車からの住民の不安、(音)(光) 電磁波の問題 野獣の移動 自然破壊・災害等</p>	<p>・騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>・風力事業から発生する電磁波は、一般環境におけるものと変わらないため、健康被害はないと考えております。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (63) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
108	<p>昭和58年の大水害の後、砂防ダム工事が進められそれに伴い山の土砂を切って、作業用道路が作られた。その後、雨が降るたびに、道路が水路となり、流れ出ました。県道の土砂止めの石垣に流入し、崩落し、大量の濁り水が水田の水に利用する川に流れました。この様に山の形を変れば、災害は必ず起ると思っています。今までに、風車、送電線の鉄塔が設置され、もうこれ以上の自然破壊は許されません。</p> <p>この土地を守ってこられた、先人為、後世代の為に。</p>	<p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>また、事業の実施に当たっては可能な限り改変面積を小さくするなど、環境への影響を可能な限り低減しております。</p> <p>なお、自営送電線の大部分は地下埋設を予定しており、弊社事業において送電鉄塔が多数建設されることはございません。</p>

表 6.1-1(64) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
109	<p>浅間山に変化は下流に多く変化が水 風・すべて住民に多く変化が現れる。</p> <p>やっと山が大きく木が大きくなって、過去に水害があった事を思い出すべきだ。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>土砂水災害へのご懸念に対しては、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価に加えて、河川水、湧水等の利用状況、取水地点を調査し、本事業による影響の程度を確認いたしました。その結果、本事業の利水への影響はほとんどないものと考えております。</p>

表 6.1-1(65) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
110	<p>提出させて頂いている住民からの意見についてですが、「準備書にとりまとめて公表します。」となっておりますが、住民からの意見は別紙にて説明会で事前配布して頂けないでしょうか。そのようにして頂くことで、住民間での質問や意見の重複を防ぐことができます。</p> <p>御社の方針で「地元地域の皆様に受け入れられる発電所開発及び運営を実施していく」という、住民に対して向き合い、お互いの相互理解を大切にされているのであれば、その程度の事はして頂けるのではないかと期待しています。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。準備書縦覧中に実施する説明会において、ご指摘いただいた点に焦点を当ててご説明するなどの工夫をさせていただきます。</p>
111	<p>環境評価項目についてですが、調査と評価は御社が行うのでしょうか？それとも外部の専門機関が行うのでしょうか。また、その結果については公開されるのでしょうか。公開されないのであればその理由は何でしょうか？</p>	<p>調査、予測及び評価は、一般財団法人日本気象協会に委託して実施します。その結果については、環境影響評価準備書において公開するとともに、その内容についての説明会を開催いたします。</p>
112	<p>第2回の説明資料によると、風車の影の予測（P37）でシャドーフリッカーについて調査が期間中に1回となっておりますが、この期間は1週間ですか？1ヶ月ですか？1年ですか？どの程度の期間を予定されているのでしょうか？季節により太陽の軌道が変化することを考えれば最短で1年の期間で複数回行わないと調査にならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>風車の影の現地調査は土地利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期に1回実施します。ご指摘のとおり、風車の影のかかる範囲は太陽の軌道等により季節により変化しますが、太陽の高度・方位については現地調査による確認では無く、シミュレーションにより把握いたしました。</p> <p>現地調査では各調査地点の土地利用、建物の配置、植栽等の状況を把握いたしました。</p>
113	<p>第2回の説明資料によると、周布川への影響の程度を予測する（P36）となっておりますが、下流域で農業用水等として川の水を利用している地域住民への説明会は考えていらっしゃるのでしょうか？</p>	<p>周布川の直截の改変は行わない計画であり、影響は小さいと考えております。また、環境影響評価に加えて、河川水、湧水等の利用状況、取水地点を調査し、本事業による影響の程度を確認いたしました。その結果、本事業の利水への影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>ご指摘いただいた内容は、今後の説明会を開催する際に参考にさせていただきます。</p>
114	<p>森林伐採や山の斜面を削る工事などが原因で川が濁り水質の変化などで農業用水などに影響が出たらどのような対応をされるおつもりなのかを教えてください。現在ウィンドファーム浜田に関連した地域の河川では水が濁るが適切な対処対応をしてもらえないという住民意見を耳にしています。</p>	<p>工事の際には、土砂の流出や濁水流出を防止するため、沈砂池や土砂流出防止柵を設けるなど、適切な保全措置を講じてまいります。また、工事中、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて適切な環境保全措置を実施いたします。また、土砂水災害へのご懸念に対しては、今</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。
115	<p>低周波が原因で山に住む動物たちの生息域が変わるという話を聞きますが、現在山の中に住んでいる熊や猪の生息域が変わり、里山に近づき田んぼや畑の被害が出るかもしれないと考えているのですが、御社ではどのようにお考えでしょうか。平成30年2月の環境影響評価方法書では事前に回避、低減処置を取ると書かれていますが、風車稼働後に問題が発生した場合にはどのような処置や処理をするつもりなのか、御社の考えを教えてください。</p> <p>調査前の現段階で具体的に考えていないというお答えであれば、これだけ大規模な工事を計画しているにも関わらずリスクマネジメントが出来ていないと解釈せざるをえません。</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>風車稼働後に問題が発生した場合には、原因を調査し、本事業に起因していることが明らかになった場合には、事業者として責任を持って対応します。また、その旨をお約束することを記載した“開発協定書”を工事着手前に浜田市、関連自治会と締結することをお約束いたします。</p>
116	<p>風力発電で問題提起されている低周波音の問題に関してですが住民が体調等、不調を訴えたときに、問題提起されているほとんどの地域での行政や業者の対応が「医学的、科学的根拠がない」となっている事が多いようです。しかし、それまで何の問題もなく生活してきた住民が風車建設後に不調を訴えたとなると、発電用風車が起因になっていると考える事が自然な流れだと思います。この低周波に関する体調不良は不定愁訴と言われ精神疾患の一つにされていることから原因が特定できないとされている事も「医学的、科学的根拠がない」と行政や業者が苦情を交わす一つの手段になっていると考えているのですが御社も苦情が出た場合には同様に言われるのでしょうか？言い訳をされる事なく、直ちに稼働を止めて場合によっては撤去などあるのでしょうか？既に稼働している江津の住民からは体調不良の話を目にしています。</p>	<p>超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、健康影響との明らかな関係がない等の理由により、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れております。過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、</p> <p>弊社事業の推進についてご了承を頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p>
117	<p>20Hz以下の低周波音は一般人には人には聞こえないが遠くまで届く音と言われています。（象同士の会話は20Hzの音で交され、その会話可能距離は10kmとも言われています。）今回、雲城山は予定地から除外されましたが、他予定地に風車が建った場合の影響を心配しています。風車が建った場所から低周波音（100Hz以下）が空気中でどの程度まで拡散(km)するのか、又、山々で音が跳ね返ったときに音が増幅したりすることはないのか等、予測データを教えてください。</p> <p>調査前でデータはないと言われるかもしれませんが、御社の現段階での見解でもかまいません。</p>	<p>本事業による低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果は59～73デシベルであり、すべての予測地点でISO-7196:1995に示す「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを大きく下回ることから、本事業から発生する低周波音による影響はほとんどないものと考えております。</p>
118	<p>既に発電用風車が建設されている外国や日本各地の多くで低周波音が問題になっているようですが、稼働中の発電用風車本体はどのHzをどの程度のdBで出しているのでしょうか。既に稼働中の風車から測定されたデータを教えてください。</p> <p>稼働後の調査もされていると思いますのでデータが無いという事は考えにくいですが、公表できなくなると住民説明会には都合が悪いと判断せざるをえません。</p>	<p>風力発電機周辺における超低周波音については、平成22年度から平成24年度にかけて、環境研究総合推進費の公募型研究「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（研究代表者：橋秀樹）において、全国規模で行われています。これによると、全体的な周波数特性としては、低周波数から高周波数にかけて-4dB/オクターブの傾斜に近いことが示されています。</p> <p>本事業における超低周波音の影響については、本事業で用いる適切な風力発電機の発生源のデータを</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		使用して予測を行い、適切に評価いたしました。
119	そもそも浜田市は海に面しており、海沿いのほうが開発、整備が進んでいます。その点から考えて、何故未開の山の中を候補地にされたのでしょうか。工事用道路の建設や搬入、山の中の調査は海沿いに比べてコストが無駄に多く掛かると考える事が自然なのですが、そう考えると行政から指示や指定であったのではないかと思うのですがいかがでしょうか。教えて下さい。	今回の対象事業実施区域は、風況が良いこと、環境への配慮、事業の採算性等を総合的に考慮し選定いたしました。特に行政等からの指示、指定はございません。
120	雲城山への建設予定はなくなりませんが、近隣地域（弥栄、長見、噂では旭）に風車が建設された場合、産業になっている豚や鶏、乗馬クラブの馬などの動物に体調変化（ストレスによる不眠や食欲不振）が起きた場合、事業者への保障はあるのでしょうか。もし、建設場所によって、その心配はないと考えているのであれば、医学的、科学的根拠を元にその理由を説明して下さい。	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりますと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p>

表 6.1-1(66) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
121	私は、25歳の男性です。私は、この弥栄に昨年新居を建て嫁と子供と住んでいます。市内に新居を建てなかった理由は、自分を育ててくれた“自然”を子ども達にも伝えていきたいと思ったからです。しかし、この度の風力電力事業には、納得しがたいところがあります。まず、既に風車が建設されているのになぜ増やすのかということところです。以前、風車を建設する事が出来たからでしょうか。今回の予定地と私の家は、差程離れてはいません。風車による人体への影響は、明確になっていないはずで、自然の心地よさをもとめる私達家族にとって目をつむる事は出来ません。今、電力が不足してはいないはずで、そして何より森を伐採し、動物の生活環境を崩す事が許せません。近年、山の食べ物が不足し人里へ降りてくるのが現状です。その時、その場所が問題ではなく、私達の住む集落や山全体に影響があると思います。若い人間が少なくなりつつある町ではありますが、これから一生涯住む地域を守って伝えていく立場になる為、断固として反対します。一若者の意見として受諾して頂く様願っております。	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりますと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。

表 6.1-1(67) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
122	<p>この度は、風力発電を建設するという事で反対意見があります。1つは、私達の住んでいる地域の環境破壊になるからです。もうすでに、風車があるので、これ以上また自然を壊すような事はやめて頂きたいです。</p> <p>メリットもあると思いますが、私達にとってはデメリットの方が大きいのでとても不安です。2つ目は、音です。のんびりと皆さん過ごしておられるので、音がするのは困りますし私も嫌です。</p> <p>これから先、家族と安心して過ごすためにも、反対させていただきます。</p>	<p>環境破壊になるのでは、とのご意見については以下、「騒音」「動物」「土砂災害」「景観」の側面より見解を述べさせていただきます。</p> <p>・騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>・現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>・山地を改変することにより土砂水災害への懸念もあるかと存じますが、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>・景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。</p>

表 6.1-1(68) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
123	<p>弥栄の自然環境が唯一の観光資源と言っても過言ではないと思っている。</p> <p>私共が取り組んでいる各種のイベントも弥栄の自然なくして人を呼び込むことは不可能である。</p> <p>一度破壊した自然は簡単には取り戻せない。一時の、一部の人たちの収入のためにこの自然と環境をこわしてしまうことには大反対である。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。方法書提出時に頂いた皆様のご意見も鑑みた結果、弥栄町主</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。また改変部においても法面緑化等の手法により原状回復に努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (69) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
124	<p>浅間山は古くからこの地域では安産の神様として、子供が産まれる家庭では母親が祭りの日には登っていました。又春になると雪どけ水で豊かな水を利用しておいしいお米を作る。春や秋には山菜を頂き、その様に親しんで来た山を変えていくのは残念ですので私は反対です。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。方法書提出時に頂いた皆様のご意見も鑑みた結果、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。</p> <p>山地を改変することにより土砂水災害への懸念もあるかと存じますが、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価に加えて、河川水、湧水等の利用状況、取水地点を調査し、本事業による影響の程度を確認いたしました。その結果、本事業の利水への影響はほとんどないものと考えております。</p>

表 6.1-1 (70) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
125	<p>原発は絶対反対です。これは大前提です。</p> <p>●国内での電力は足りている。立てる必要がありますか？</p> <p>不足しているところの屋上にでも？立てて下さい。</p> <p>●自然にも良くない。弥畝にクマの出没の頻度が多くなった。出没時期も今までと違う。データが無いと逃げないで下さい。</p> <p>●身体にも良くない。音で眠れないそうです。弥畝の風車で門田の人が言っていました。生理的なデータが無いと言わないで下さい。実際に感じた人がいます。</p>	<p>●風力発電所を増やし、火力発電所の代替電源となることで2050年カーボンニュートラルを実現するためにも、風力発電所建設は必要と考えております。</p> <p>●現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>●騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ●先の鋭った風車は景観に悪い ●倒れることがある ●休んでいる事が多い。本当に役に立っているの？ ●耐用年数での交換、メンテナンスに高額な費用がかかるのでは？それが我々の電気料に反映する？ ●そもそもあの巨大な風車が必要な理由がありません。 	<p>音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。 ●ClassNK 審査（国が審査）を通じて、風車倒壊を未然に防げる構造設計を確立致します。 ●風車の年間設備利用率は 20～25%程度ですが、本事業により年間20,000 世帯分以上の電気を発電することができます。特に夏季においては、風が吹いていても、維持管理作業のため風車を止めていることがあります。 ●適切な維持管理を実施することで耐用年数は 20 年を超えて運転可能と言われております。メンテナンス費用も考慮した事業計画としております。 ●風力発電所を増やし、火力発電所の代替電源となることで2050年カーボンニュートラルを実現するためにも、風力発電所建設は必要と考えております。

表 6.1-1(71) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
126	<p>弥栄の自然、風景、景観、環境がわるくなる。</p> <p>ふるさと体験村や、農家、民宿など、弥栄町へ観光客が少なくなり民宿は休業して、となり町へ行った人もいる。</p> <p>弥栄町に五ヶ所のダム、風力発電も有る。今以上に風車を作ることは、反対する。</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1(72) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
127	<p>すでに、弥栄・金城に設置されていて、自然・（動物）・人に対して影響が出てると聞こえてきます。中国山地の近くの山々に設置され、使用后、耐久がなくなった後あと責任をもって撤去してもらえるのか不安です。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、撤去費用も事業計画に含み計画しております。</p>

表 6.1-1(73) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
128	<p>必要ない 景観が損なわれる 鳥獣への影響が心配</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1(74) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
129	<p>鳥獣への影響が心配される 景観が損なわれる</p>	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。なお、予測及び評価の結果、コウモリ類及び鳥類におけるブレード等への接触の可能性は小さいものと予測していますが、不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライク及びバードストライクに係わる事後調査を実施することとしております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p>

表 6.1-1 (75) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
130	鳥獣への影響が心配される 景観が損なわれる	<p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。なお、予測及び評価の結果、コウモリ類及び鳥類におけるブレード等への接触の可能性は小さいものと予測していますが、不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライク及びバードストライクに係わる事後調査を実施することとしております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p>

表 6.1-1 (76) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
131	絶対に建設について反対します。 良い面もあるかと思いますがやはり住んでいる者にとっては不安要素が多く、認めることはできません。 (音、動物が近くに出て農作物を荒すという状況が増えると思われる)	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いた</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		<p>しました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

表 6.1-1 (77) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
132	<p>防音の問題。 獣等の住む場所がうばわれ民家に近よって来る心配。</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>現地調査において、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録しており、その確認種を記載いたしました。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

表 6.1-1 (78) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
133	<p>説明会等も集落でおねがいしたい。高齢者は、地区だけではむずかしい。メリット、デメリットをしっかりと聞きたい。一方的におし進めるのは、どうかと思う。</p>	<p>ご指摘いただいた内容を踏まえ、2020年10月に降現在まで計21回の説明会は原則地元公民館にて開催させて頂いております。また、2023年1月より181回の自治会長様等へ訪問を重ね、地域のお声を頂戴しながら、事業計画（風車配置）の変更を実施しております。</p>

表 6.1-1 (79) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
134	<p>反対します。 地元にはデメリットしかないと思います。 例えば、UI ターン者を募っている政策をしているのに、そのマイナス要因になるであろう風車を建てるのは、I ターンはおろか、U ターンですら減らす可能性があります。 本当に風車を建てたいなら、まず、東京のビルの高い所から優先して建ててみてはいかがでしょうか？</p>	<p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p> <p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	話はそれからです。	

表 6.1-1 (80) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
135	原子力発電の代替エネルギーとして、本件風力発電等自然エネルギーの活用は不可欠と思われるが、自然環境、生活環境の変化について十分調査、研究がなされたのか疑問である。既設の発電施設での継続調査及び地元住民の健康調査等のデータ解析をもとに、地元住民に説明願いたいものである。	準備書の作成に当たり、1年半に及ぶ現地調査を行い、様々な調査結果をもとに予測を行った後、国の基準等と照らし合わせて評価を行っております。その結果は、準備書でお示いたします。

表 6.1-1 (81) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
136	弥栄にはもう既に風車がある。 人口が少ないからといって弥栄を狙い打ちのようなことをしてほしくない 弥栄に風車はいらない	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直したことにより、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。 風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。

表 6.1-1 (82) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
137	御先祖様から代々血と汗で守ってこられた貴重な土地です。私も總てをかたむけて、子孫の為に我を忘れました。住み難くなる事がわかっているのに、なぜ作るのですか。 大反対です。止めて下さい。 絶対反対です。 農民を追い出し、農業を絶やす事は絶対反対です。	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し、事業区域を大幅に縮減いたしました。 ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (83) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
138	建設やめて！ 健康被害が心配。	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し、事業区域を大幅に縮減いたしました。 騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
		切な環境保全措置を実施いたします。 ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

表 6.1-1 (84) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
139	美しい景色を守っていききたい やめてください	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し、事業区域を大幅に縮減いたしました。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。 ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1 (85) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
140	ながい間山のみもとでくらし環境や自然がくずれ色いろと問題が出てくるとおもう、反対いたします。 なれしたしんだ自然がだいすきです。	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。

表 6.1-1 (86) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
141	自分がこの年まで生きられたのは今の環境が良いから。ヒ孫も元気で今の環境で育ってほしい。	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直しました。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。

表 6.1-1 (87) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
142	風力発電事業は環境に大きく変化が有り、この山を決して変化させる事は地域を変化させる事と成る。	山地を改変することにより土砂水災害への懸念もあるかと存じますが、今後実施される地盤地質調査結果を反映した土木設計の結果を、林地開発許可、保安林解除手続きを通じて島根県の審査を受け、許可を得ることで、土砂水災害を未然に防止できるよう努めてまいります。改変部においても法面緑化等の手法を用い原状回復に努めてまいります。

表 6.1-1(88) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
143	建築によって出る利益、不利益について住民に対し、十分な説明が行われていません。興味有無に関わらず、必ず住民の目に入る形で説明を行うべきです。	ご指摘を踏まえ、2020年8月より現在まで、地元公民館にて24回説明会を実施、2023年には181回を超える自治会長様等への訪問を実施し、事業進捗をご説明するとともに、地域の声を反映した事業計画の作成に努めております。今後も随時説明会を開催し、皆様のご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。

表 6.1-1(89) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
144	環境に大きな影響が出るとお思いますので建設には反対します。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

表 6.1-1(90) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
145	風力発電について全くの反対意見をもつものではないが、その発電現場が環境をこわしたり、その地域の住民の健康被害にかかわる様な不都合が生じるおそれのある場合はその地域での設置には反対である。	皆様のご意見を反映する形で事業計画（風車配置）を変更しております。変更した事業計画に基づき環境影響評価準備書を作成しておりますので、今後予定されている準備書住民説明会において環境破壊、健康被害が無いことをお示し致します。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1(91) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
146	自然を大切にしてほしいから、あまりたてないでほしい気持ちはあります。	環境保全と脱炭素を両立した風力発電所建設が実現するよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

表 6.1-1(92) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
147	反対します その理由は ご老人たちの心を大切にしてください。 昨今、高齢者の認知症のケアで、回顧がかなり有効であると言われております。 生まれ育った山を仰ぎ見て、若かりし頃、元気に働いていた頃に心を馳せます。 心の糧だった山々に無機質な風車が林立していたのでは、失望するばかりかと思えます。	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行い、その結果を元にフォトモンタージュを作成いたしました。それにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。

表 6.1-1(93) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
148	自然破壊につながるような事になるので反対します。 原子力発電も使用し、さらに風力発電で環境	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。結果とし

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
	をこれ以上こわさないようにしてほしい。 弥栄は自然が一番美しいところ。	て、弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画（風車配置）となっております。

表 6.1-1 (94) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
149	国が定めた基準どおり進められていると思うが、まず、風車の存在が環境破壊であり人体影響も確定されていない中、町内への建設は大反対である。すでに弥畝山にも建設し、これ以上、作ってもらっては困る！！住めなくなる！！	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し、事業区域を大幅に縮減いたしました。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画に見直しました。 騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

表 6.1-1 (95) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
150	環境破壊につながるのはよくないので反対します。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

表 6.1-1 (96) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
151	体への影響が気になる。もう弥栄に建てないでください。	騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。 景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価いたしました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。

表 6.1-1(97) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
152	<p>風力発電はこの10数年のうちで各地で設置されているが、どのような影響があるかは、まだ完全にはわかっていないのが実情だと思う。一度破壊された自然はもう二度と元にもどすことは出来ない。また、人体への影響は個人の感じ方により千差万別ではあるが、少なくとも苦痛を感じる人がいるのは確かなことである。たとえ調査の評価で問題無しと判断が出て、それですべてOKというわけにはいかない。実際に何か被害があった時に一番困るのは貴社ではない。そこに住んでいる私たち住民である。この先の何十年、孫の代までの責任を考えた場合、今回の発電設備の設置には断固反対する。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、過去に低周波音でお悩みであった本事業周辺の住民の方を訪問し直接お話を伺わせていただくと共に、騒音・低周波音調査、予測、評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明した結果、弊社事業の推進についてご了承頂くに至っております。今後も同様の活動を重ねていくことで、より多くの方からのご理解を得ていく所存です。</p>

表 6.1-1(98) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
153	<p>きれいな山に風車が立ち並ぶことの違和感を考えてみて下さい。何百年もかかって出来上がった壮大な自然には人間の手加わってはいらないと思います。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p>

表 6.1-1(99) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
154	<p>景観が損なわれるのでは？</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p>

表 6.1-1(100) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
155	<p>今福の居住地から唐倉山付近の風車が視野に入るとおられますので、フォトモンタージュを作成してその結果を公表すること。 「景観に関する影響」について</p>	<p>今福付近の居住地からも景観の調査地点を選定しフォトモンタージュを作成し、結果を準備書でお示しいたします。</p>

表 6.1-1(101) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
156	<p>金城町今福から唐倉山、畑付近の風車が見えるようになるのか。 その状況を公表すること。</p>	<p>今福付近の居住地からも景観の調査地点を選定しフォトモンタージュを作成し、結果を準備書でお示しいたします。</p>

表 6.1-1(102) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
157	雲城山エリアが対象外になったことは幸いです。しかし、唐倉山への設置は、シャドーが雲城地区へ影響すると思われます。モニタージュ及び縦断図を作成され証明して下さい。	雲城地区から風力発電機がわずかに見えると予測しておりますが、風力発電機から距離が離れていることから、風車の影の影響はないものと予測しております。

表 6.1-1(103) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
158	<p>設置する場所がかぎられ、設置したさい、弥栄の山や田んぼの景観を損ねてしまいます。</p> <p>また、風力の発電のさい発生する騒音もまた、1つ問題だと思われます。</p> <p>弥栄のきれいな野山や田んぼの緑の景色がくずれてしまうのはとても惜しまれます。</p> <p>メリットがあると思われますが、デメリットの方が大きいと感じるため、風力発電設置は賛同しかねます。</p>	<p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモニタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。結果として弥栄町主要部（役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域）からは風車が見えない事業計画となっております。</p> <p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、この地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが地域にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1(104) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
159	<p>静かな場所に騒音がする物を持って来ないでほしいと思う。景観も崩れ、この場所の良さが伝わらない。やうね山に立っている風車も遠いし騒音は気にならないが、景色が変わっている。原子力を減らすわけでもなくどっちつかずの状態です。自然を壊すような事をするな。（原子力を無くして行く方向なら話は別だが）</p>	<p>騒音・低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に変更しており、結果として、すべての風車近接住居における騒音・低周波音予測値は国の基準等を満足しております。なお、2020年8月には超低周波音については環境影響評価の参考項目から外れることとなりましたが、本事業においては継続して調査、予測及び評価を実施しております。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>景観については、地域住民からの意見収集、文献調査を基に眺望点を選定し、現地から写真撮影を行いその結果を元にフォトモニタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画（風車配置）に見直しました。</p>

表 6.1-1(105) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
160	<p>騒音・低周波音について発電設備の近隣を中心に地域住民が健康被害の苦情等を訴える問題が生じている。例えば、2000kWの風力発電設備11基が一行配置と仮定し、発電所からの距離・騒音レベルの関係を従来の予測試算では(45dB)の騒音環境基準を満す距離は概ね300～600m位し、環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室が実施したヒアリング調査では発電所から1km以上離れた場所に居住している住民からも眠れなくなった等の苦情事例を発表している。</p> <p>①今回の設備は4500kW級12基で一行配置と異なり“複合的な音の広がり”が予測される”事から調査範囲は配布資料30Pの可視領域の全て「七条、下来原、上来原」の地点調査が必要でありその距離は3kmの範囲で行う事を求める。</p> <p>②同地区は米軍機の練習訓練が行なわれるので、その音響との兼合も含め調査をする必要がある。</p> <p>③風況・地形・地表面等の効果が適切に反映され周辺住民の安全、安心が守られる調査(2季それぞれ3日間)では住民の納得を得る調査結果は得られず予測方法及び範囲、(昼夜の時間帯及び4季)実施方法の工夫を！！</p> <p>気圧変化で体調をくずす人が居る事を十分に考慮し調査範囲の拡大(低周波 etc)、季節要因、昼夜の調査も不可欠。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に騒音・低周波音に係る問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>①七条、下来原、上来原よりも、より影響の大きいと考えられる地点(環境6)において適切に調査、予測を行った結果、騒音・低周波音予測値は国の基準等を下回っていることから、七条、下来原、上来原においても国の基準等を下回るものと考えております。</p> <p>②現地調査時、米軍機の練習訓練を確認できなかったことから、練習訓練の音を含めずに予測評価を行いました。</p> <p>③風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(環境省、平成29年5月)を参考に、年間の代表的な風況における残留騒音が把握できる2季としました。また、同マニュアルを参考に、3日間の測定を実施いたしました。</p>

表 6.1-1(106) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
161	<p>地元メリットの無い物に反対します。</p>	<p>風力発電所稼働により脱炭素が進み地球温暖化が抑制され推進されるため、弥栄町を含むこの地域においても記録的豪雨や酷暑、大雪等の極端な気候変動が無くなる抑制される可能性があるということが弥栄町にとってのメリットとなります。事業者としても地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

表 6.1-1(107) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
162	<p>弥栄に風車はいらない。</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画(風車配置)を見直したことにより、弥栄町主要部(役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域)からは風車が見えない事業計画(風車配置)となっております。</p>

表 6.1-1(108) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
163	<p>はんたいします</p>	<p>方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画(風車配置)を見直したことにより、弥栄町主要部(役場、小学校、公民館、眺望点等を含む多くの方がお住まいの地域)からは風車が見えない事業計画(風車配置)となっております。</p>

表 6.1-1(109) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
164	環境破壊になるので反対です	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。

表 6.1-1(110) 方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
165	反対します	方法書提出時に頂いた皆様のご意見を鑑み、準備書提出段階までに従前の事業計画（風車配置）を見直し事業区域を大幅に縮減いたしました。

6.2 方法書についての県知事意見及び事業者の見解

6.2.1 方法書についての島根県知事意見及び事業者の見解

方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解は、表 6.2-1 のとおりである。

表 6.2-1(1) 方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解

島根県知事の意見	事業者の見解
<p>(前文)</p> <p>本事業計画は、浜田市において最大で出力 54,000kW、基数にして 12 基程度の風力発電機の導入を目指すものである。今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対して、地域住民等や関係自治体からの意見及び島根県環境影響評価技術審査会の答申を踏まえ、環境保全上の見地から意見を述べる。</p> <p>この方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、工事計画も定まっていないなど、具体的な事業計画が示されていない。これら事業計画の内容によっては、重大な環境影響が生じるおそれがあるが、方法書に記載された調査地点、調査方法等が適切か判断出来ない。加えて、配慮書に対する知事意見及び環境の保全の見地から提出された意見に対して示された事業者の見解には、具体的な調査内容等に関する記述がほとんどでみられず、適切な環境影響評価が行われるか危惧される。</p> <p>また、本事業に係る方法書に対しては、事業に伴う環境影響等に関して、延べ 100 通以上の意見が寄せられているが、浜田市からは、事業者として十分な説明、回答がされておらず、住民意見を踏まえた対応が適切に実施されないことが懸念として示されている。</p> <p>さらに、浜田市からは、住民意見が反映されないまま事業着手されるのではないかという不信感が高まり、市に対しても当該事業に反対する主旨の意見書が提出される深刻な事態となっていることを踏まえ、事業実施区域の設定にあたっては住民意見に誠意を持って対応し、理解が得られるよう、事業の取りやめも含む、対象事業実施区域や事業計画の全面的な見直しを真剣に検討することが求められている。</p> <p>ついでには、事業の実施にあたっては、地元住民等から理解を得たうえで事業を実施することは当然であることから、適宜、地元住民等に対して説明会等により丁寧かつ十分な説明を行い、地元住民等からの意見や要望については誠実な対応を行うこと。</p> <p>また、環境影響評価の実施にあたっては、以下の意見を踏まえ、適切に実施すること。</p>	<p>方法書手続において頂いた住民、市長、県知事意見を踏まえ、2018 年後半より 2020 年前半にかけて抜本的な事業計画の見直し、すなわち対象事業実施区域、変更区域の大幅な縮小、風車配置・基数の見直しを検討いたしました。検討に際しては、頂戴した住民意見の上位 3 つである環境破壊（約 29%）、騒音・低周波音（約 19%）、景観（約 12%）への懸念事項に対する保全や配慮に特段の注力をするとともに、反対懸念事項の意見の大部分が投函された浜田市弥栄町に対する環境保全、配慮にも努め検討を進めました。</p> <p>検討結果を反映した見直し案を携え 2020 年後半～2023 年前半にかけて、地域住民との密なコミュニケーション（説明会、個別訪問による見直し案のご提案、意見の徴収）を実施し、その中で頂戴した地域の意見を見直し案にフィードバックした結果として、方法書時に予定していた風力発電機の基数を 12 基から 8 基に削減すること、南東エリア及び南西エリア南側は風力発電機を設置しない計画としたこと、周布川沿いの既存道路は使用しないこととしたことで、保安林を含む対象事業実施区域の面積を大幅（約 1/3）に縮小した新しい事業計画案を策定し、現地調査、予測及び評価を実施しました。結果として、弥栄町主要部から風車は不可視となり、風車最寄り住居等での騒音予測値もすべて指針値以下となりました。この予測評価結果を携え 2023 年夏～冬にかけて再度、風車建設予定地自治会及びその隣接自治会へ説明会開催を申し入れ、受け入れいただいた自治会すべてにご説明した結果、皆さまからの一定のご理解を得られたこと、当初反対の立場を表明していた弥栄町の風力発電事業反対団体より弊社事業には反対しないとお言葉を頂いたこと、加えて過去に周辺事業による低周波音でお悩みであった本事業地周辺の住民の方を訪問し、騒音・低周波音の調査、予測・評価をご自宅で実施させて頂いた結果をご説明したことにより弊社事業の推進についてご了承を頂くに至ったことから、準備書を提出するに至りました。</p> <p>今後においても、事業計画はもとより、環境影響評価準備書の内容について住民説明会等により地域住民等に丁寧かつ十分な説明を行い、本事業に対する理解を得られるよう努めてまいります。</p>

表 6.2-1(2) 方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解

島根県知事の意見	事業者の見解
<p>(総括的事項)</p> <p>1. 本事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うことで、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p> <p>また、地元住民等の懸念事項を十分に把握し、地元住民等の懸念事項にも配慮した環境影響評価となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うことで、環境への負荷を最大限に回避・低減しました。</p> <p>なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討しました。</p> <p>また、地元住民等の懸念事項を十分に把握し、地元住民等の懸念事項にも配慮した環境影響評価となるよう努めました。</p>
<p>2. 本方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、工事計画も定まっていない。一方、これら事業計画の内容によっては、重大な環境影響が生じるおそれがある。</p> <p>事業計画の策定にあたっては、事業実施区域及び周辺の環境情報を十分に把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家及び住民等の意見を踏まえ、十分かつ慎重に検討を行い、計画に応じた環境影響評価を適切に実施すること。事業計画の検討状況は適宜地元住民等に説明を行うなど、誠実な対応に努めること。</p> <p>なお、方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は事業計画が定まっていない状況で設定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等の具体的な事業計画を記載し、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。</p>	<p>事業計画の策定に当たっては、対象事業実施区域及びその周囲の環境情報を十分に把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家等及び住民等の意見を踏まえ、十分かつ慎重に検討を行い、対象事業実施区域の再検討を行いました。事業計画の検討状況は適宜地元住民等に説明を行うなど、誠実な対応に努めました。</p> <p>なお、方法書時点から事業計画を変更したことから、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の再検討を行い、その内容は「第8章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載しました。</p> <p>また、「第2章 2.2 対象事業の内容」において、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等の具体的な事業計画を記載し、事業計画の検討経過を記載しました。</p>
<p>3. 事業実施区域の周辺において他事業者の既設の風力発電所が稼働しており、現在、環境影響評価手続き中の風力発電所も計画されていることから、調査、予測及び評価にあたってはその時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、必要に応じて追加的に調査を実施するなど累積的な影響について検討すること。</p>	<p>他事業者の既設の風力発電所及び現在環境影響評価手続き中の風力発電所との累積的影響について検討した結果、対象事業実施区域から約9km離れていることから、累積的影響については考慮しないこととしました。</p> <p>その内容は、「第8章 8.2.1 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載しました。</p>
<p>4. 環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表する方法書等の環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能とするなど、利便性の向上に努めること。</p> <p>また、今後の手続にあたっては、地元住民等への積極的な情報提供や説明などを行い、相互理解の促進に努めること。</p>	<p>環境影響評価図書のインターネットによる公表に当たっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、縦覧期間終了後も継続して電子縦覧可能とします。</p> <p>また、引き続き、地元住民等への積極的な情報提供や説明などを行い、相互理解の促進に努めます。</p>

表 6.2-1(3) 方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解

島根県知事の意見	事業者の見解
<p>(個別的事項)</p> <p>1. 騒音及び超低周波音</p> <p>施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び海外も含めた同型機の先行事例の知見を反映し、影響を予測すること。</p> <p>なお、調査地点の設定においては地元住民等の懸念にも配慮した調査地点となるよう努めること。</p> <p>また、調査、予測及び評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月26日環境省)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)を踏まえて適切に実施し、その内容をわかりやすく準備書に示すこと。</p>	<p>施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、対象事業実施区域周囲の住居等への影響について、最新の科学的知見を踏まえて、影響を予測しました。調査地点の設定においては地元住民等の懸念にも配慮した調査地点となるよう努めました。</p> <p>調査、予測及び評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月26日環境省)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)を踏まえて適切に実施しました。</p> <p>その内容は、「第10章 10.1.1 3. 騒音」に記載しました。</p>
<p>2. 風車の影</p> <p>風車の影による事業実施区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、風車の影による影響は、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあるため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、影響が回避又は十分な低減が行われるよう検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域周囲の住居等への環境影響の調査、予測及び評価を適切な手法により行いました。</p> <p>風力発電設備の配置等の検討にあたっては、風車の影がかかる時間の長短に関わらず実行可能な範囲で影響の回避又は十分な低減が行われるよう検討しました。</p>
<p>3. 水環境</p> <p>事業実施区域の周辺河川については、内水面漁業や上水道、農業用水の取水が行われており、工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>なお、濁水による影響を評価するにあたっては、近年増加している集中豪雨の傾向も十分に踏まえて検討を行うこと。</p>	<p>工事中については、対象事業実施区域周囲の河川への濁水の影響についての調査、予測及び評価を実施します。また、内水面漁業、上水道及び農業用水の影響については、取水状況等を確認し、地下水を含む利水及び水環境への影響について検討しました。</p> <p>集中豪雨による濁水の影響を評価するにあたっては、降雨条件として10年確率雨量も用いました。</p> <p>その内容は、「第10章 10.1.2 1. 水質(水の濁り)」に記載しました。</p>
<p>4. 地形及び地質</p> <p>(1) 事業実施区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等(ヒ素等)が比較的検出されやすい地域となっていることから、地質について調査を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する環境影響が生じないよう検討するとともに、重金属類等(ヒ素等)が検出された場合の対応方法を準備書に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域において重金属類(ヒ素等)の調査等を行った結果、対象事業実施区域にはヒ素が分布している可能性は低いと考えています。引き続き必要に応じて調査を行い、その結果重金属類(ヒ素等)が検出された場合は適正に対応します。</p> <p>調査結果は、「第10章 10.1.2 2. 水質(自然由来の重金属類等)」、対応方法は「第2章 2.2.6 (1) ①道路工事及び造成・基礎工事」に記載しました。</p>
<p>(2) 今後の工事計画の策定にあたっては、当該地域の地形及び地質を十分に把握し、地形改変による影響について検討を行うこと。</p>	<p>工事計画の策定にあたっては、典型地形である周布川を改変しない計画としました。また、重金属類(ヒ素等)の調査、予測を行うとともに、環境保全措置を検討しました。</p> <p>その内容は、「第10章 10.1.2 2. 水質(自然由来の重金属類等)」に記載しました。</p>

表 6.2-1(4) 方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解

島根県知事の意見	事業者の見解
<p>5. 動物・植物・生態系</p> <p>(1) 事業実施区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、水域には絶滅危惧種であるゴギを始め、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの多数の希少な水生生物等、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な方法での調査を行うとともに、適切な予測及び評価を行い、重要な種である動植物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、調査位置、調査手法での調査を行いました。また、現地調査の結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行い、重要な種への影響を回避又は極力低減するよう、工事中及び供用後における保全対策について慎重に検討しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.4 動物、10.1.5 植物、10.1.6 生態系」に記載しました。</p>
<p>(2) 鳥獣等については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライク及び生息環境の変化に伴う影響について適切に評価すること。</p> <p>また、評価にあたっては、累積的な影響についても検討を行うこと。</p>	<p>鳥獣等については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライク及び生息環境の変化に伴う重大な環境影響について適切に評価しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>
<p>(3) 希少種等の餌資源となる動植物についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>生態系にかかる調査については、当該地域を代表する種として上位性注目種にクマタカ、典型性注目種にカラ類を選定し、それらにおける餌資源についても調査を実施し、現状を把握した上で、対象事業実施区域及びその周囲の生態系に与える影響について、予測及び評価を行いました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.6 生態系」に記載しました。</p>
<p>(4) 風力発電設備の設置において、管理道、作業ヤードなど広範囲の森林伐採が想定されるため、事業計画の策定にあたっては、動植物の生息・生育環境への影響について調査、予測及び評価を適切に行い、影響の回避又は十分な低減が図られるよう十分な検討を行うこと。</p>	<p>風力発電設備や工事用道路、風車ヤード等の位置等、事業計画の策定にあたっては、動植物の現地調査の結果や有識者の助言を踏まえ、影響が回避又は極力低減されるよう、検討しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.4 動物、10.1.5 植物」に記載しました。</p>
<p>(5) 工事の実施及び施設の稼働に伴う動物の生息域の変化に与える影響について、事業実施区域周辺も含め、動物の生息数及び行動範囲に係る調査等を実施したうえで適切な予測、評価を行うこと。なお、その予測の不確実性の程度によっては、事後調査の対象として選定することとし、準備書にその調査計画を記載すること。</p> <p>また、里山への獣害に係る重要種以外のシカやイノシシ等への影響についても検討を行うこと。</p>	<p>現地調査時には、対象事業実施区域周囲も含め調査範囲とし、また、確認された重要な動物の生息数等を記録して、それらの結果を踏まえて、適切に予測及び評価を行いました。なお、予測及び評価の結果、コウモリ類及び鳥類におけるブレード等への接触の可能性は小さいものと予測していますが、不確実性を伴っていると考えられるため、バードストライク及びバードストライクに係る事後調査を実施することとしました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.4 動物、10.3 事後調査」に記載しました。</p> <p>また、獣害に係るシカやイノシシ等についても現地調査時に記録し、生息状況の把握に努めました。今後、里地・里山への獣害が増すなどの顕著な影響が確認された場合には補足的な確認などを検討します。</p>
<p>(6) 動植物に係る調査について、準備書には調査を行った日時など、調査方法の詳細を記載すること。</p> <p>また、動植物の調査で得られた結果は、全種のリストを準備書に掲載すること。</p>	<p>資料編に調査を実施した日時等、調査の詳細及び本編にて掲載できていない確認された全種のリストを記載しました。</p>

表 6.2-1(5) 方法書に対する島根県知事意見と事業者の見解

島根県知事の意見	事業者の見解
<p>6. 景観</p> <p>(1) 事業実施区域周辺には地元住民のシンボルである雲城山や大麻山、室谷の棚田など眺望点や景観資源が多数存在し、主要な眺望点から風力発電設備を視認できる可能性が極めて高いことに加え、森林伐採や管理道路の設置等の環境改変による景観への影響が懸念されることから、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、風力発電設備の配置や色彩等について十分に検討すること。</p> <p>なお、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民や自治体等の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても選定の対象として検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域周囲の眺望景観に十分に配慮し、地域住民等の意見を踏まえ、景観への影響を極力低減できるよう配置や色彩等について十分に検討しました。</p> <p>なお、眺望点の選定に当たっては、地域住民や自治体の意見も参考に、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても眺望点として選定しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.7 景観」に記載しました。</p>
<p>(2) 累積的な影響について検討を行う際は、シークエンス景観に及ぼす影響についても検討を行うこと。</p>	<p>現在環境影響評価手続き中の他事業の風力発電所との累積的影響について検討した結果、眺望利用のある地点については、本事業の予測範囲内において他事業の風力発電機が同時に視認される可能性がある場合でも、他事業の風力発電機とは離隔があり垂直視野角 1 度以上で視認される可能性はないことから、累積的な影響は小さいと考えました。また、住民が日常的に眺望する場所として選定した地点については、本事業の予測範囲内において同時に視認される可能性のある他事業はないことから、累積的影響については考慮しないこととしました。</p>
<p>(3) 検討結果を地元住民等に説明する際には、フォトモンタージュや動画を活用するなど、分かりやすい説明となるよう配慮すること</p>	<p>地元住民等に説明する際には、フォトモンタージュ等を活用し、分かりやすい説明となるよう配慮します。</p>
<p>7. 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施区域周辺も含め、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や他の利用者等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて、事業実施による影響を回避・低減すること。</p> <p>また、自然歩道や登山道等も人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、検討を行うこと。</p>	<p>風力発電設備の配置等をはじめ、本事業計画の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について自治体等からの聞き取りに努めるとともに、対象事業実施区域の周囲も含め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえて、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を回避・低減しました。</p> <p>なお、登山道等については、「雲城山（登山道含む）」を調査及び予測地点として選定し、その内容は「第 10 章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。</p>
<p>8. 廃棄物等</p> <p>工事により発生する土砂及び伐採木材等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施区域及び周辺への影響が回避・低減されるよう慎重に検討すること。</p>	<p>工事により発生する土砂及び伐採木材等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について対象事業実施区域及び周辺への影響が回避・低減されるよう慎重に検討しました。</p> <p>その内容は、「第 10 章 10.1.9 廃棄物」に記載しました。</p>